

山陽小野田市
子ども・子育て支援事業計画

素案

平成 26 年 10 月 1 日

山陽小野田市

目 次

第Ⅰ部 序論	1
1. 計画策定の趣旨	2
(1) 子育てを取り巻く背景	2
(2) 計画策定の趣旨	3
(3) 法的根拠	3
2. 計画の概要	4
(1) 計画の期間	4
(2) 計画の対象	4
(3) 策定体制	4
3. 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
(1) 人口・世帯等の動向	5
(2) 教育・保育施設の状況	8
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況	10
(4) ニーズ調査結果の概要	15
4. 山陽小野田市次世代育成支援行動計画の総括	23
5. 山陽小野田市の子ども・子育て支援施策の課題	26
第Ⅱ部 子ども・子育て支援の基本的考え方	29
1. 基本理念	30
2. 家庭・地域・事業者・行政の役割	32
3. 基本的視点と主要施策の方向	33

第Ⅲ部 事業計画	39
1. 教育・保育提供区域の設定.....	40
2. 教育・保育の提供体制の確保	43
(1) 教育・保育施設の充実（需要量および確保の方策）	43
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	45
(3) 教育・保育の質の向上	45
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	45
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	46
(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量および確保の方策	46
(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	52
4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	54
(1) 児童虐待防止対策の充実	54
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	55
(3) 障がい児施策の充実	55
5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	56
6. 計画の推進体制	57
(1) 関係機関等との連携	57
(2) 計画の達成状況の点検・評価	57

第 I 部

序

論

1. 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的には、以下諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家庭関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援制度のポイント

●認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

●地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

●基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村が地域のニーズにも基づき計画を策定、給付・事業を実施

●社会全体による費用負担

- ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

●子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

（2）計画策定の趣旨

以上みてきた関連3法による新制度への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

（3）法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として、これまで取り組んできた「山陽小野田市次世代育成支援対策後期行動計画（さんようおのだ子育て元気プラン2010）を引き継ぐ計画として位置づけます。

また、以下の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

【関連計画】

- 第一次山陽小野田市総合計画
- 第5期山陽小野田市高齢者福祉計画
- 山陽小野田市障がい福祉計画
- さんようおのだ男女共同参画プラン

2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成27年度から31年度までの5か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「山陽小野田市子ども・子育て協議会」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

- ①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。
- ②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。
- ③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊娠健診等）が計画的に盛り込まれているか。
- ④費用の使途実績の調査や事業の点検評価
- ⑤現行の計画について見直すべき部分はないか。

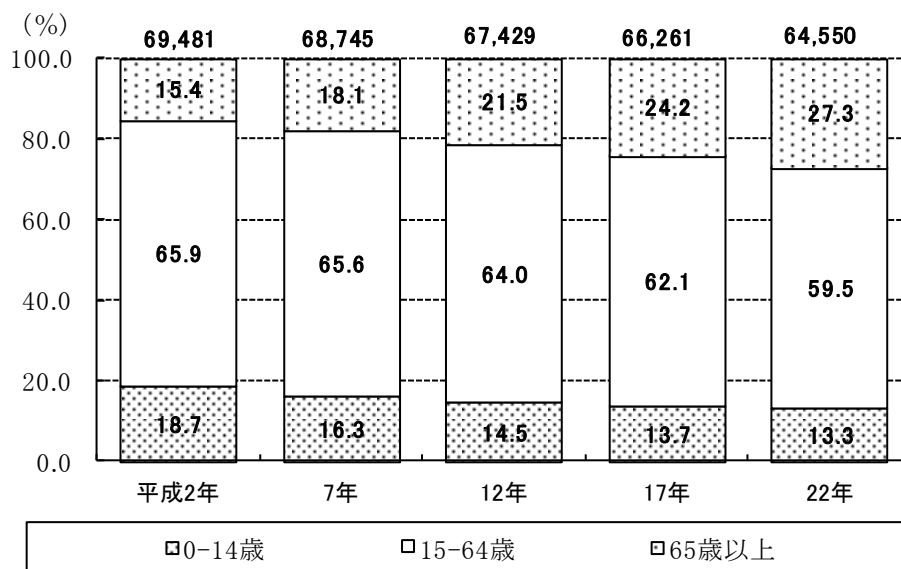
3. 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

①総人口・世帯数の推移

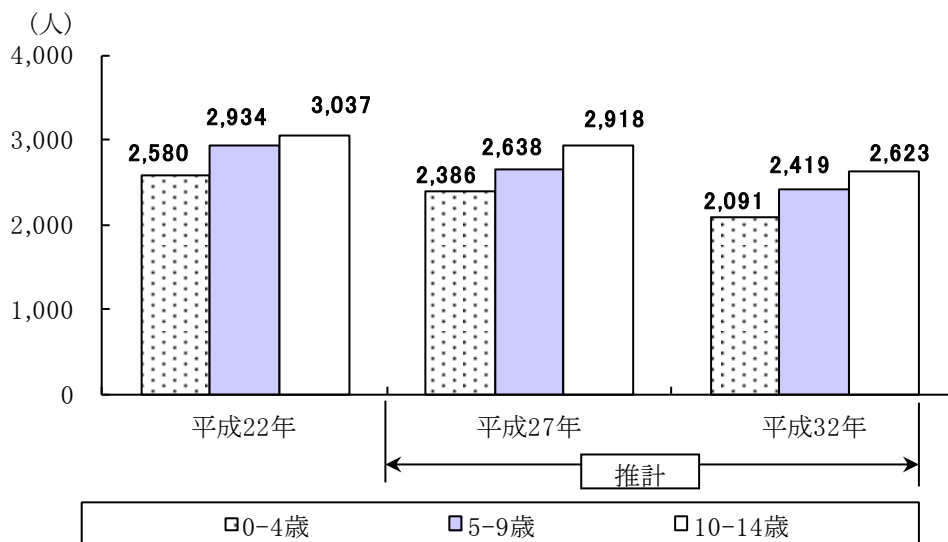
- 本市の14歳以下の年少人口は平成2年からの20年間で約40%減少しており、さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年までの10年間でも減少が続き、とくに、0～9歳の就学前から小学校低学年までは相対的に減少率が大きくなっています。
- このような年少人口の現象は、ひとりひとりへの細かい保育や教育ができるという考えがある一方で、親や子どもと地域等との人間関係の希薄化が懸念されることから、今以上に手厚い保育・教育サービスや居場所づくりが求められています。

■総人口・年齢区分別人口の推移■



資料:国勢調査

■年少人口の推移■

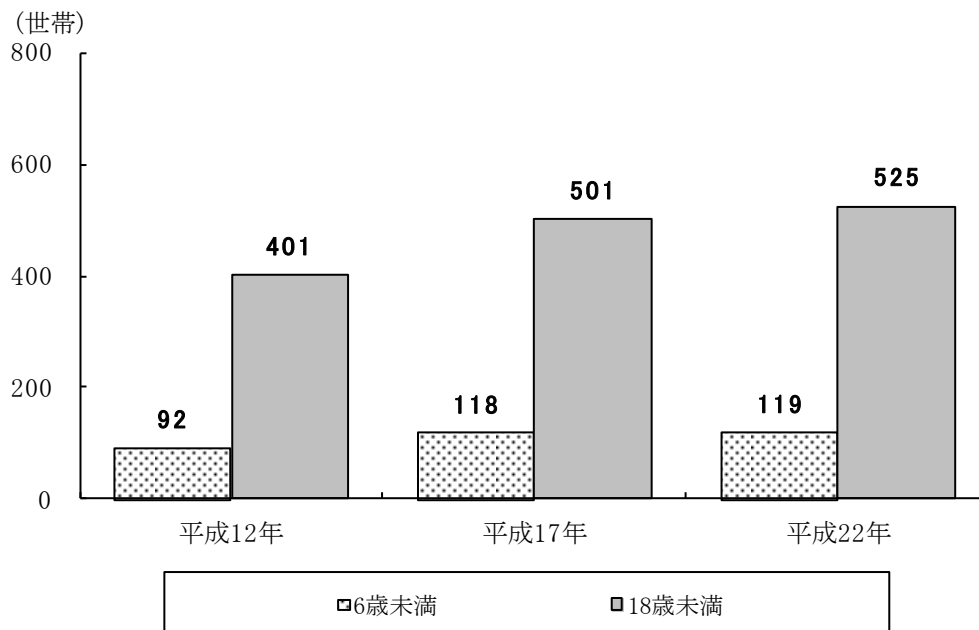


資料:国勢調査

②子育て世帯の推移

- 「子ども・子育て支援事業計画」の対象となる子どもを育てているひとり親家庭数は、18歳未満のいる家庭で増加しており、今後の動向に注視しつつ、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

■18歳未満・6歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移■

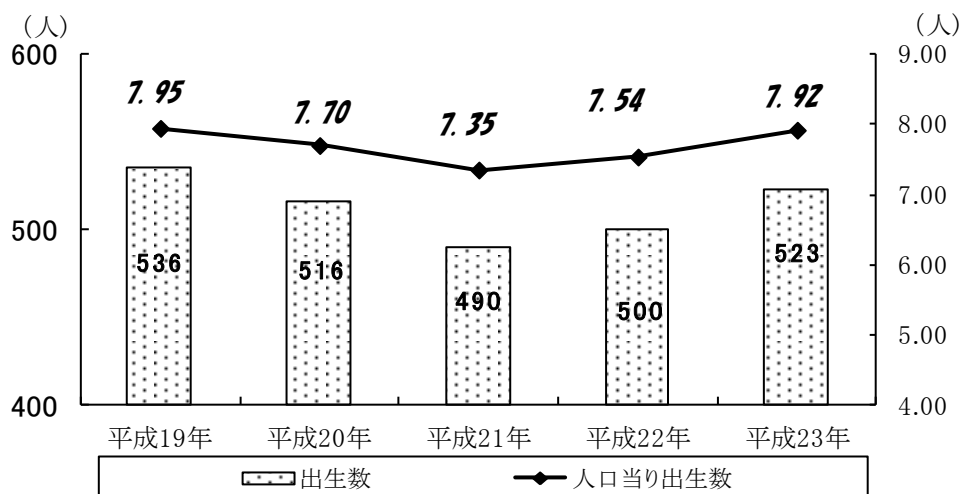


資料: 国勢調査

③出生の動向

- 本市の出生数は、おおむね 500 人前後で推移しています。

■出生数の推移■

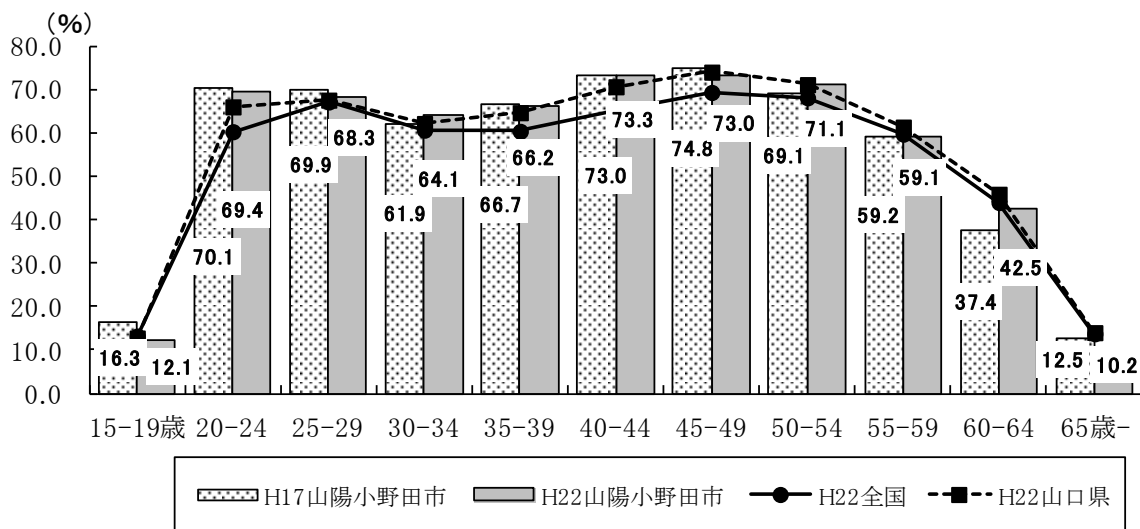


資料: 県統計分析課

④女性の就労の状況

- おおむね本市の30代からと40代前半までの女性の就業率は、この5年間でいずれも増加しており、中でも、30代前半の伸びは相対的に大きく、「ワーク・ライフ・バランス」の視点から、家庭と職場の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要となっています。

■女性の就業率の推移■



資料: 国勢調査

- 平成23年5月1日現在、本市の「乳児院」「児童養護施設」「助産施設」「保育所」「児童館」「児童遊園」等の児童福祉施設数は年少人口千人当たり3.54か所と県内市部ではほぼ中位にあるものの、就学前から小学校低学年を中心に年少人口が減少することを踏まえると、都市部を中心とする潜在的な保育ニーズへの対応や質的なサービスの充実等を通じた子どもたちの居場所や支援する環境づくりは喫緊の課題となっています。

■年少人口千人当たり児童福祉施設数の比較■

	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	施設数	順位	施設数	順位	施設数	順位	施設数	順位
山陽小野田市	3.45	8	3.50	8	3.51	6	3.54	6
下関市	2.40	14	2.39	14	2.43	13	2.44	12
宇部市	1.73	19	1.50	19	1.55	18	1.58	18
山口市	1.75	18	1.71	18	1.77	17	1.90	16
萩市	4.00	6	4.11	6	4.18	5	4.77	5
防府市	2.35	15	2.36	15	2.35	14	2.30	14
下松市	2.11	16	1.95	17	1.78	16	1.77	17
岩国市	2.51	12	2.49	13	2.53	11	2.46	11
光市	2.47	13	2.51	12	2.50	12	2.44	13
長門市	3.57	7	3.66	7	3.20	8	3.10	9
柳井市	3.16	9	3.24	9	3.23	7	3.26	7
美祢市	7.27	4	7.59	4	7.67	3	8.25	3
周南市	2.04	17	2.06	16	2.07	15	2.09	15

資料: 50の指標で見る市町のすがた(山口県平成24年度版)

(2) 教育・保育施設の状況

保育所、幼稚園の状況等は以下のとおりです。

①保育所の状況(平成26年3月)

	保育所名	定員	0歳	1・2歳	3歳	4歳以上	小計	管外	合計
管内	日の出	120	12	45	26	66	149	2	151
	下津	60	7	18	12	28	65	0	65
	厚陽	60	5	17	8	21	51	1	52
	出合	120	9	25	11	24	69	1	70
	津布田	45	1	6	9	8	24	0	24
	管内公立計	405	34	111	66	147	358	4	362
管外	第2乳児		2	2			4		4
	新川		0	0	0	1	1		1
	原		0	0	1	1	2		2
	神原		0	1	0	1	2		2
	豊田西		1	0	0	0	1		1
	大喜		0	0	1	1	2		2
	秋吉		0	0	0	0	0		0
	伊佐		1	0	0	0	1		1
	さかうえ		0	0	0	0	0		0
	管外公立計		4	3	2	4	13		13
公立計		405	38	114	68	151	371	4	375
管内	焼野	160	18	59	31	57	165	12	177
	須恵	150	14	48	28	53	143	18	161
	さくら	100	6	37	21	46	110	10	120
	伸宏	90	11	30	20	33	94	7	101
	姫井	90	11	33	21	40	105	7	112
	石井手	120	13	38	24	43	118	8	126
	西福寺	60	4	26	12	33	75	4	79
	真珠	100	9	42	19	50	120	3	123
	あおい	45	7	20	9	15	51	1	52
	貞源寺	60	9	22	12	22	65	1	66
	貞源寺第二	60	7	15	15	29	66	3	69

	桃太郎	45	4	9	9	16	38	4	42
	管内私立計	1,080	113	379	221	437	1,150	78	1,228
管外	藤山		0	1	0	2	3		3
	厚南		0	2	0	1	3		3
	船木		0	4	2	5	11		11
	るんびに		0	1	0	1	2		2
	二葉		0	5	2	6	13		13
	麦川		0	0	0	1	1		1
	あそか		0	0	0	0	0		0
	東割		0	0	0	3	3		3
	桃山		0	0	0	1	1		1
	新生		0	0	0	1	1		1
	新神原		0	1	0	0	1		1
	王司		0	1	1	2	4		4
	めぐみ		0	0	0	1	1		1
	小羽山		0	0	1	1	2		2
	清和		0	0	0	0	0		0
	命信寺		0	1	0	0	1		1
	南大嶺		0	1	0	0	1		1
聖華		0	0	0	0	0		0	
	管外私立計		0	17	6	25	48		48
	私立計	1,080	113	396	227	462	1,198	78	1,276
	合計		151	510	295	613	1,569	82	1,651

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

1. 利用者支援事業【新規】
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 妊婦健康診査
4. 乳児家庭全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業、 其他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業
6. 子育て短期支援事業
7. ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）
8. 一時預かり事業
9. 延長保育事業
10. 病児・病後児保育事業
11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
13. 様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

このうち、2～11の事業は、現在も既に実施中であり、それぞれの事業の取組状況は以下の通りです。

①地域子育て支援拠点事業

事業内容

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。

山陽小野田市の取組状況

【実績（平成25年度）】

- 施設数：5か所（平成25年 4月1日現在）
- 延べ利用人数：児童12,585人、保護者10,300人

②妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診を行う。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

- ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで：4週間に1回
- ◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで：2週間に1回

◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度

山陽小野田市の取組状況

【実績(平成25年度)】

●延受診者数 : [] 人

※山陽小野田市では、母子健康手帳と共に14回分の「受診補助券」を交付し、医療機関で健診を行う。

③乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業内容

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、市の委託する助産師及び市の保健師が随時家庭訪問し、育児指導を行う。

山陽小野田市の取組状況

【実績(平成25年度)】

●延べ被訪問者数 : [] 人

④養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業内容

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う。

【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るための取組に対する支援を行う。

山陽小野田市の取組状況

【実績(平成25年度)】

●派遣家庭数 : [] 件 延べ訪問件数 : [] 件

●ケース検討会議 : [] 事例 [] 回

⑤子育て短期支援事業

事業内容

【短期入所生活援助(ショートステイ)事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる。

【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

山陽小野田市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 【ショートステイ】延べ利用児童数：13 人
- 【トワイライトステイ】延べ利用児童数： 人

【利用料】

- 【ショートステイ】（1日あたり）2歳以上児 2,750 円、2歳未満児 5,350 円 等
- 【トワイライトステイ】（1日あたり）夜間 750 円

※減免制度あり

⑥ファミリーサポートセンター事業

事業内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

山陽小野田市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 会員数：264 人（依頼会員 207 人、提供会員 39 人、両方 18 人）（平成 26 年 2 月末現在）
- 活動件数： 件

【利用料】

- 昼間（7：00～19：00）1時間あたり 600 円
- 早朝（～7：00）・夜間（19：00～）1時間あたり 700 円
- 土・日・祝日 1時間あたり 700 円
- 病児保育 1時間あたり 700 円

⑦一時預かり事業

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。

山陽小野田市の取組状況

【実績（平成 24 年度）】

- 実施施設数：9 か所（公立 2 か所、私立 7 か所）

- 延べ利用児童数：4,533人

【利用料】

- 4時間以内 900円、4時間超 1,800円

【利用対象者】

- 育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童
(保護者の利用理由は問わない。)

⑧延長保育事業

事業内容

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行う。

山陽小野田市の取組状況

【実績（平成25年度）】

- 実施施設数：11か所（全て私立）
1時間延長 6か所、0.75時間延長 2か所、0.5時間延長 2か所

【利用料】

- 各保育所において設定

⑨病児・病後児保育事業

事業内容

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な時間、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行う。

山陽小野田市の取組状況

【実績（平成24年度）】

- 実施施設数：2か所
- 延べ利用児童数：633人

【利用料】

- 1人につき1日2000円

【利用対象者】

- 0歳から小学校3年生まで

⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができないおおむね10歳未満の児童に対して、学校や児童館などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。（一般的に「学童保育」と呼ばれることが多い。）

※平成24年の法改正により、対象範囲がおおむね10歳未満から小学校就学児童までへ拡大

山陽小野田市の取組状況

【実績（平成24年度）】

- 実施施設数：12か所
- 定員：496人、申込者数：607人、平均利用人数：266.5人

【利用料】

- 保育料：児童一人当たり 月額3,000円
（生活保護世帯、前年度市町村民税非課税世帯は無料）

※同時入所の場合、2人目以降1,500円

- おやつ代：月額1,500円
- 傷害保険料：年額800円

【利用対象者】

- 下校後または長期休業中に家庭で世話をする人がいない小学校1年生から3年生までの児童

(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「山陽小野田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1. 調査対象者と抽出方法	山陽小野田市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童から無作為抽出	山陽小野田市に居住する小学生から無作為抽出
2. 調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3. 調査期間	平成 25 年 11 月～12 月	平成 25 年 11 月～12 月
4. 回収状況	配布数 1,000 人 回収数 575 人 回収率 54.2%	配布数 1,000 人 回収数 542 人 回収率 54.2%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

②就学前児童

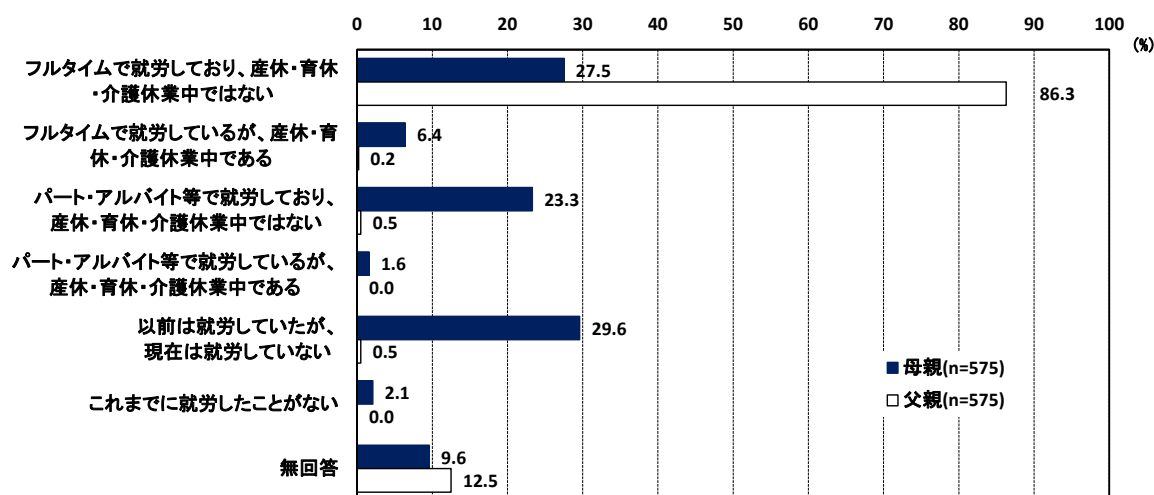
■母親・父親の就労状況

母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 29.6%でもっとも多く、ついで「フルタイム等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 27.5%、「パート・アルバイトで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 23.3%となっています。父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 86.3%と大半を占めています。

母親の1週間当たり就労日数は、フルタイム、パート・アルバイト勤務ともに「5日」が最も高く、1日当たり就労時間はフルタイムで「8～9時間未満」、パート・アルバイト勤務では「4～5時間未満」が最も多くなっています。

土曜日・日曜日・祝日の勤務については、フルタイム勤務の母親は土曜日が 51.9%、祝日が 27.2%、日曜日が 22.8%で、パート・アルバイト勤務の母親は土曜日が 44.8%、祝日が 24.6%、日曜日が 16.4%となっています。

出勤・帰宅時刻についてみると、フルタイムの母親の出勤時刻は「8時台」43.7%、帰宅時刻は「18時台」の 41.8%が最も多くなっています。パート・アルバイトの母親の出勤時刻は「8時台」、帰宅時刻は「17時台」が最も多くなっています。



■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 63.6%でもっとも多く、全体の 6割を超えています。ついで、「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が 19.6%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 6.3%となっています。

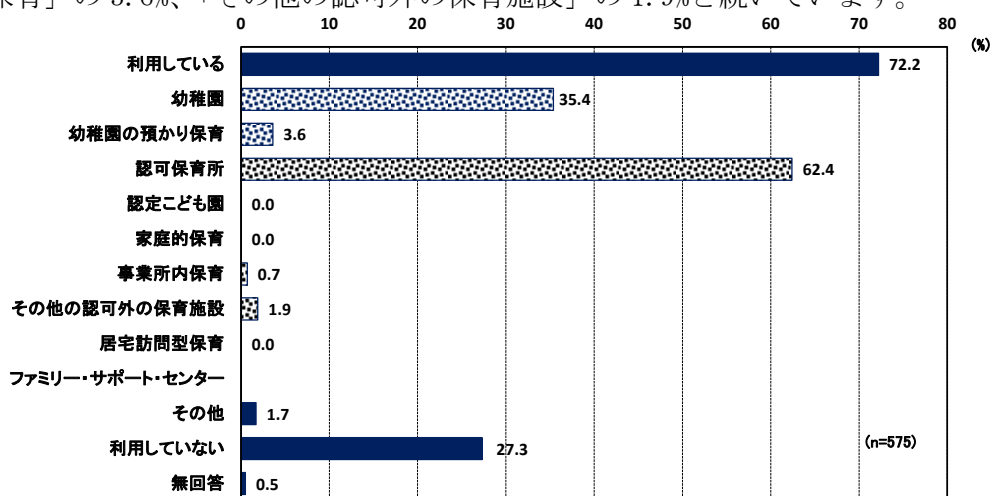
全体のフルタイムへの転換希望の割合は 25.9%ですが、実現できる見込みがあるのはそのうちわずか 6.3%と、フルタイムへの転換の実現は厳しい状況がうかがえます。

■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が17.6%、「1年より先、一番下の子どもが(4.4歳)になったところに就労したい」が54.9%と、全体の就労意向は72.5%で、就労意欲は強くなっています。

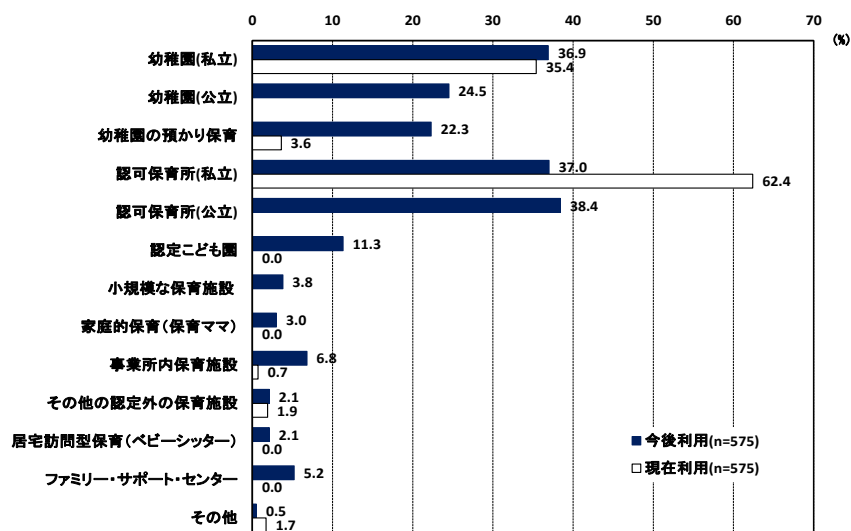
■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

何らかの教育・保育サービスを利用している人は、72.2%であり、このうち、「認可保育所」が62.4%、ついで「幼稚園」が35.4%でこの2項目で9割以上を占めています。以下「幼稚園の預かり保育」の3.6%、「その他の認可外の保育施設」の1.9%と続いています。



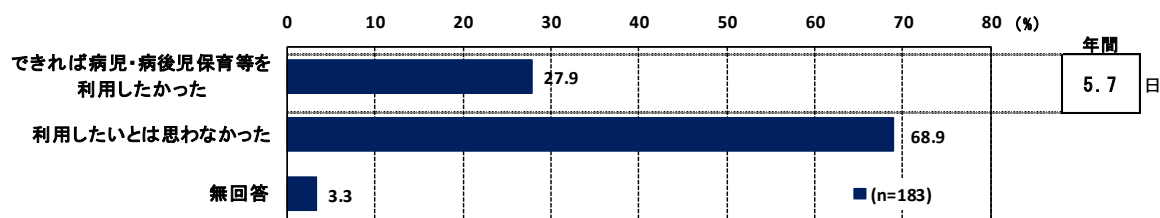
■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後利用したい平日の教育・保育事業をみると、「認可保育所(公立)」が38.4%、ついで「認可保育所(私立)」が37.0%「幼稚園(私立)」が36.9%となっており、この3項目で大半を占めています。以下「幼稚園(公立)」(24.5%)、「幼稚園の預かり保育」(22.3%)、「認定こども園」の(11.3%)と続いています。公立・私立を合わせた認可保育所が75.4%、同幼稚園が61.5%の利用希望率となっています。利用したい場所については、大半が山陽小野田市内を希望しています。



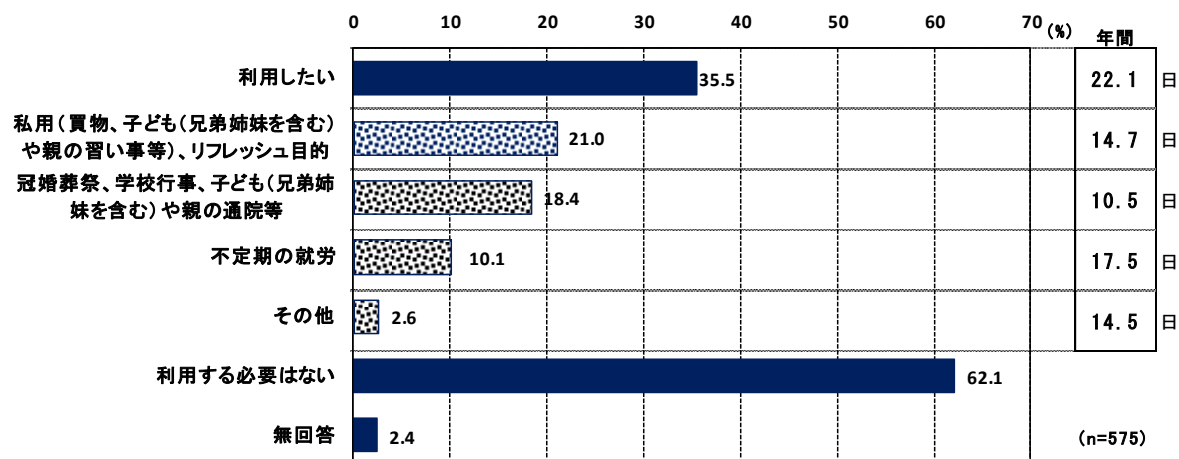
■病児・病後保育の利用希望

病児・病後児保育の利用希望について、「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」と答えたのは27.9%で、希望平均日数は年間5.7日となりました。



■一時預かりの利用希望

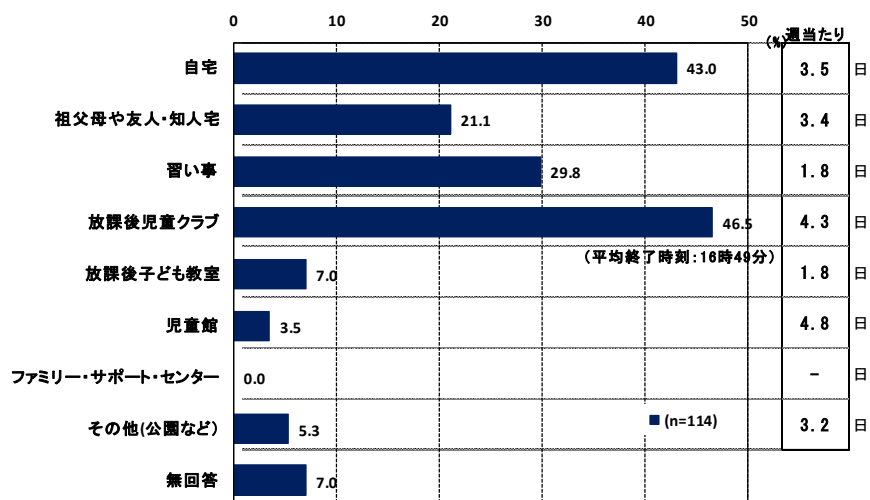
今後の利用意向についてみると、「利用したい」と答えた人は35.5%で、利用希望日数は年間平均22.1日となりました。その理由としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が21.0%で最も多く、年間14.7日となっています。ついで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が21.0%で平均日数10.5日となっています。



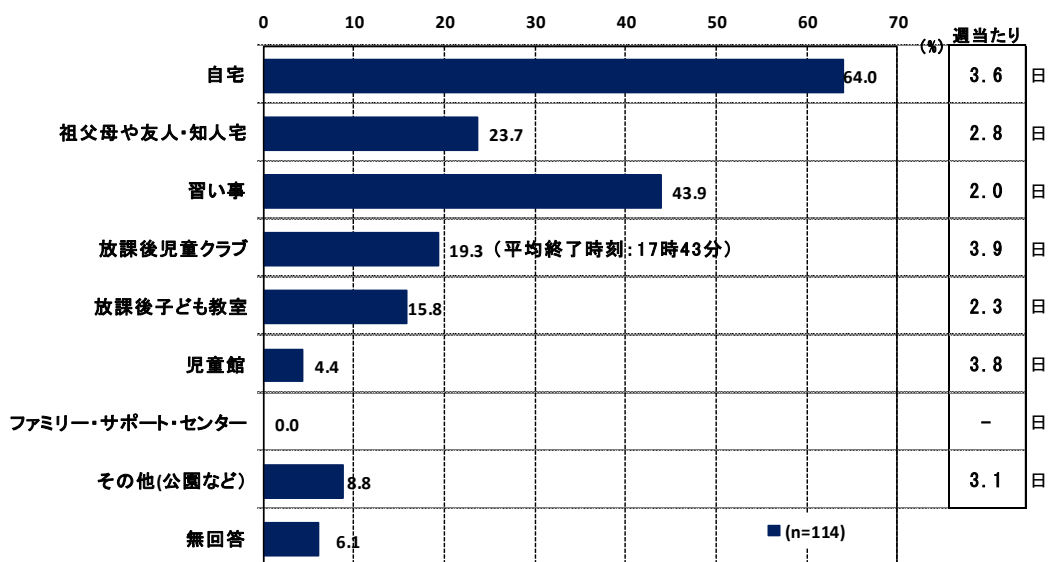
■放課後児童クラブの利用意向

「低学年」の時に、放課後の時間を過ごさせたい場所について、「放課後児童クラブ」が46.5%で最も多く、週当たり4.3日となっています。ついで「自宅」が43.0%で、週当たり3.5日となっておりとなっています。以下「習い事」が29.8%、週当たり1.8日と続いています。「高学年時に、放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」が64.0%で最も多く、週当たり3.6日となっています。続いて「習い事」(43.9%)が週当たり2.0日、「放課後児童クラブ」(19.3%)が週当たり3.9日となっています。

【低学年】



【高学年】

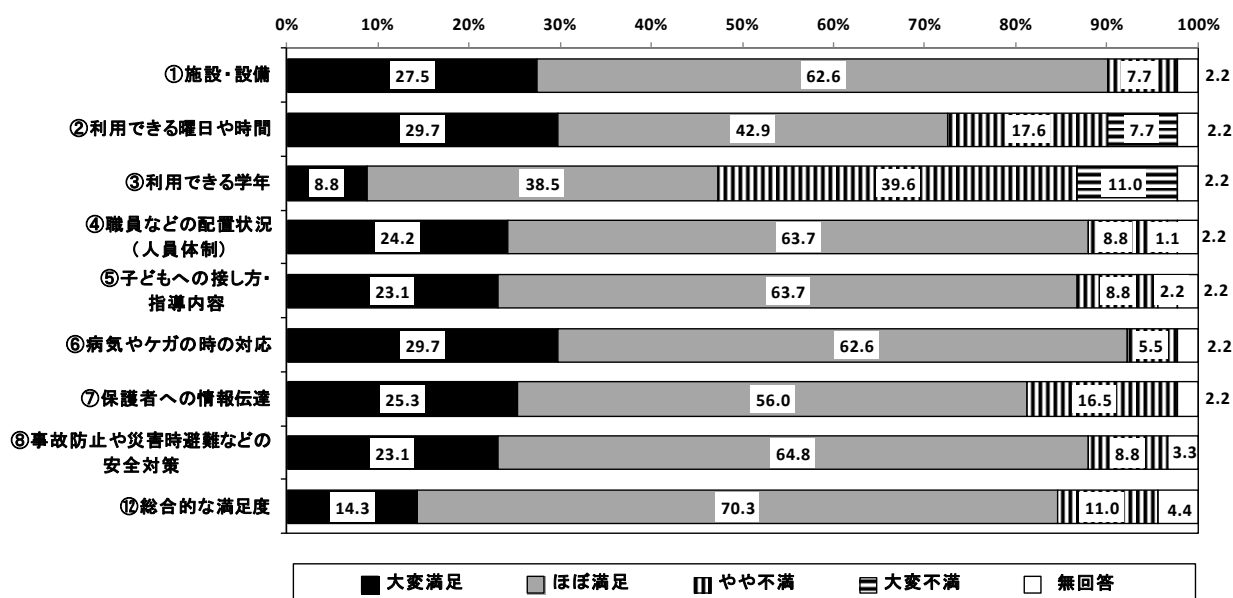


③小学生

■放課後児童クラブの評価

現在通っている放課後児童クラブに対する満足度については、「大変満足」「やや満足」を含めて「⑥病気やケガの時の対応」が 92.3%で最も高く、ついで「①施設・設備」が 90.1%となりました。一方、「大変満足」「やや満足」を含めた割合が最も低かったのは「③利用できる学年」の 47.3%で、「やや不満」「不満」の割合をみても 50.6%と半数を超える割合となりました。「利用できる学年」の改善に対するニーズが高いことがうかがえます。

また、「⑫総合的な満足度」としては、「大変満足」「やや満足」を含めた割合は 84.6%と、8割を超えた満足度となりました。

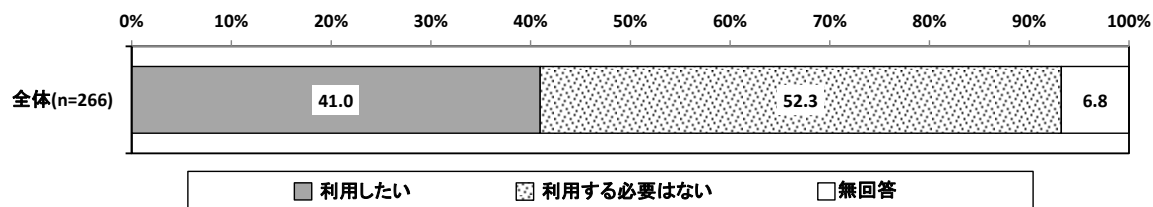


■放課後児童クラブの利用意向

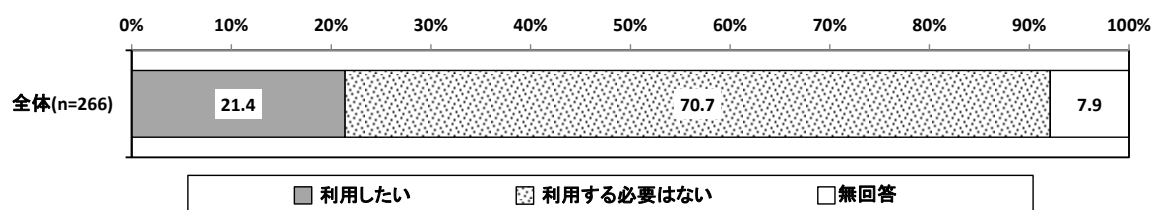
「低学年」の時は、平日の利用希望については、「利用したい」が41.0%、週当たりの利用希望日数は「5日」が最も多くなっています。土曜日については、「利用したい」が21.4%、月当たり利用日数の希望は「4日」が最も多く、日曜日・祝日については「利用したい」が6.4%と低くなっていますが、長期休暇期間中については、「利用したい」が52.1%と5割を超えており、週当たりの利用希望日数は「5日」と平日と同じように利用を希望する状況がうかがえます。「高学年」の時は、平日は「利用したい」が58.0%、土曜日は32.2%、日曜日は9.8%、長期休業期間中は82.5%と、長期休業期間中の利用ニーズが高いことがうかがえます。週当たり希望日数は平日が5.0日、長期休業期間中も「5日」が最も多くなっています。

【低学年】

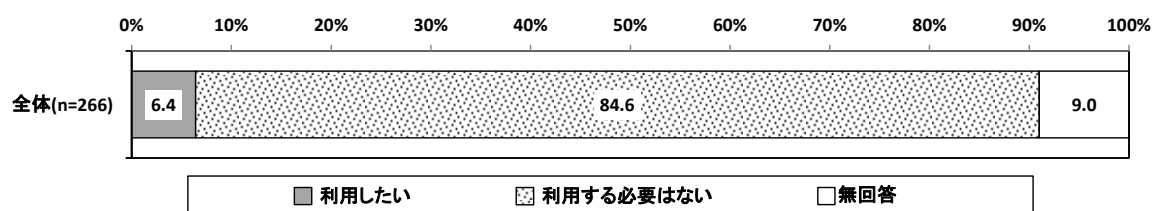
(1) 平日



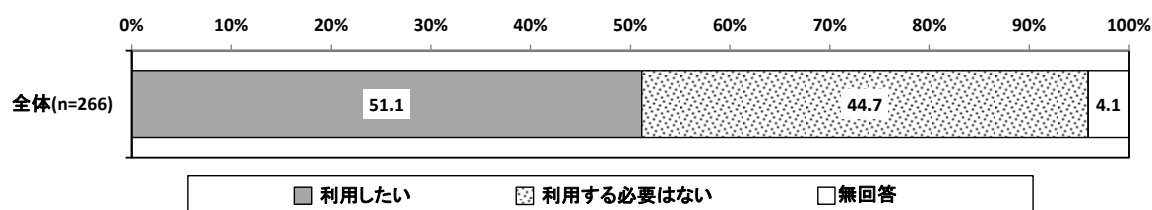
(2) 土曜日



(3) 日曜日・祝日

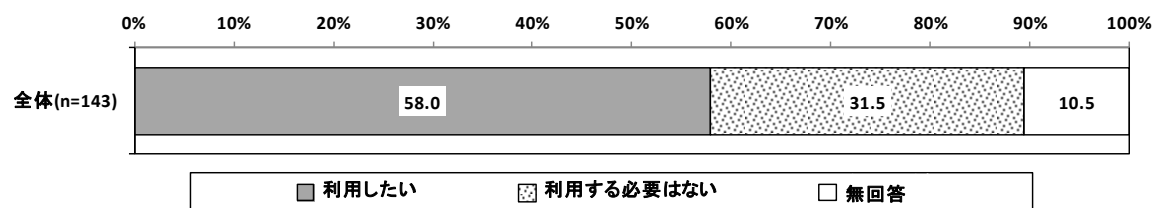


(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中

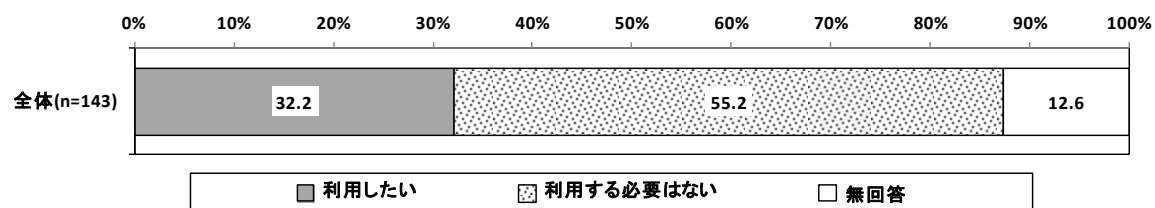


【高学年】

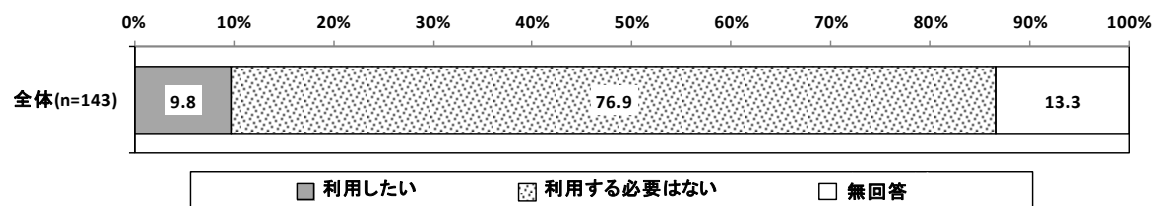
(1) 平日



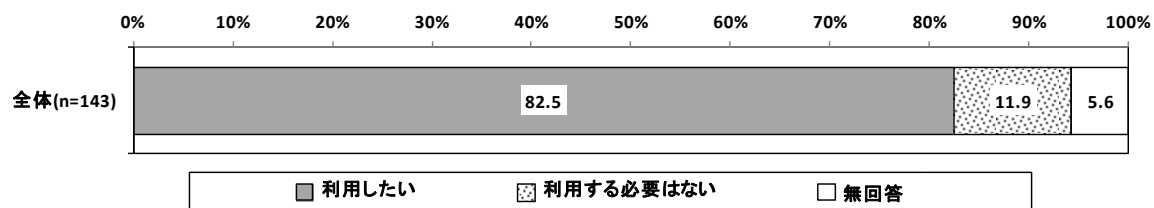
(2) 土曜日



(3) 日曜・祝日



(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中



4. 山陽小野田市次世代育成支援行動計画の総括

(1) 重点5事業に対する取組状況

重点課題1 児童クラブの充実

- ◆児童クラブの待機児童は、平成21年度53人、平成22年度24人、平成23年度6人、平成24年度14人となっている。
- ◆各年度によって入所希望者の増減があり、柔軟な入所決定をしているものの、クラブによっては待機児童が発生している。
- ◆放課後子ども教室は、平成24年度に津布田小学校がスタートし、目標の5か所を達成。
5か所（厚狭小、埴生小、厚陽小、出合小、津布田小）

■平成24年度児童クラブ入所児童数（H24.4.1現在）■

クラブ数	定員	申込	決定	内訳				待機児童	(参考) H25.4.1 待機児童
				1年	2年	3年	4～6年		
15	496	571	557	208	206	141	2	14	7

重点課題2 児童虐待の対応強化

- ◆児童虐待に関する相談件数は、減少傾向にある。
- ◆日ごろから、地域住民、保育施設、学校、民生委員、児童相談所との連絡体制を密にし、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めている。
- ◆平成23年4月に中央児童相談所宇部駐在が設置されたため、迅速かつきめ細かい対応ができています。

■家庭児童相談のうち、児童虐待に関する相談件数の推移■

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年 12月末
のべ相談件数	22件	21件	13件	1件	9件

重点課題3 ファミリーサポートセンターの充実

- ◆会員の増強に取り組んだ結果、目標の300人を達成。
- ◆ニーズ調査結果によると、ファミサポを知らない人がとても多いため、今後もPR活動を強力に取り組む必要がある。
(「ファミサポを知らなかった」：就学前調査41.2%、小学生調査35.8%)

■ファミリーサポートセンター会員数の推移■

会員数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年 12月末
依頼会員	138人	165人	195人	232人	249人
提供会員	47人	48人	52人	55人	55人
両方会員	14人	18人	20人	20人	20人
合計	199人	231人	267人	307人	324人

重点課題4 保育ニーズへの対応

- ◆3歳未満入所児童が平成24年度以降、大幅に増加している。
- ◆保育サービスの利用者はここ数年あまり変わらない。

■認可保育所における3歳未満入所児童状況■

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年 12月末
3歳未満入所児童数	613人	624人	607人	661人	653人

■保育サービス利用状況■

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年 12月末
保育所一時預かり	3,871人	3,939人	5,169人	4,337人	3,032人
病児・病後児保育	393人	663人	659人	633人	444人
ショートステイ事業	25人	39人	19人	22人	13人

重点課題5 子育てに関する情報提供の充実

- ◆子育て情報サイト「さんようおのだっこ」の開設 平成22年度目標達成
 - 子育て情報専用ホームページ
 - 保育園などが各自で更新する「子育て施設ブログ」やイベント情報を掲載。年間アクセス数20,000件
- ◆広報さんようおのだに「子育て情報ナビ」を掲載
 - 各種制度のお知らせや保育サービスの紹介などを毎月掲載
- ◆子育て情報誌「笑顔になあれ」の改訂
 - 平成25年度全面リニューアル。平成26年4月から配布開始。

■ 目標事業量の達成状況 ■

		平成21年度	平成24年度	平成26年度	達成状況
		実績	実績	目標事業量	
昼間の保育サービス					
3歳未満児	認可保育所	613人	661人	639人	103.4%
	家庭的保育事業	-	-	-	-
3歳以上児	認可保育所	943人	881人	900人	97.9%
	家庭的保育事業	-	-	-	-
	幼稚園預かり保育	50人	354人	193人	183.4%
区分なし	特定保育事業	-	-	-	-
夜間帯の保育サービス					
延長保育事業		150人	581人	446人	130.3%
		11か所	11か所	13か所	84.6%
夜間保育事業		0人	0人	0人	-
		0か所	0か所	0か所	-
トワイライトステイ事業		1人	1人	8人	12.5%
		1か所	1か所	1か所	100.0%
休日保育事業		0人	0人	300人	0.0%
		0か所	0か所	1か所	0.0%

		平成21年度	平成24年度	平成26年度	達成状況
		実績	実績	目標事業量	
病児・病後児保育事業					
体調不良型		0人	0人	0人	-
		0か所	0か所	0か所	-
病児対応型・病後児対応型		548日	633日	4,640日	13.6%
		2か所	2か所	4か所	50.0%
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)		571人	557人	700人	79.6%
		15か所	15か所	15か所	100.0%
一時預かり事業		2,721日	4,337日	16,500日	26.3%
		8か所	9か所	10か所	90.0%
地域子育て支援拠点事業		5か所	5か所	7か所	71.4%
ファミリーサポートセンター事業		1か所	1か所	1か所	100.0%
ショートステイ事業		1か所	1か所	1か所	100.0%

5. 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題

(1) 教育・保育施設の充実

- ニーズ調査結果における現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が約6割、ついで「幼稚園」が約3割となっています。今後の利用希望は、「認可保育所」及び「幼稚園」のニーズが圧倒的に多くなっています。「幼稚園の預かり保育」や、新制度で核となる「認定こども園」などのニーズも「認可保育所」、「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要です。
- そのためには、既存施設における施設・設備の充実とともに、教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。優秀な人材を確保するためには、教諭や保育の社会的地位を向上させ、若い世代がこの分野を目指しやすい環境を整えることが大切です。また、保育所の定員を見直すだけでなく、既存の幼稚園を利用するなど、既存施設の有効活用を十分に検討することが求められます。
- 併せて、個々の幼児・児童の体質に合わせた食事等への配慮のための設備や専門の人材の確保等も課題となっています。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 延長保育は11箇所の保育所で実施していますが、施設によっては保育時間のさらなる延長希望が予想されることから、今後の対応が求められます。
- 一時預かり事業や病児・病後児保育事業などに対する就学前保護者のニーズはともに約3割程度と比較的多く、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズにあった事業内容の充実を図る必要があります。
- ショートステイ・トワイライト事業については、保護者の仕事等利用目的に対する有効な支援、さらには緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への対応も含め一層の充実が必要です。
- 利用者が限定されるとはいえ、就学前保護者の「地域子育て支援拠点事業」の現在の利用状況は14.3%、「ファミリーサポートセンター事業」は2.3%といずれも低く、引き続き事業のPR活動を行うとともに、「ファミリーサポートセンター」については、信頼できる提供会員を増やし、なるべく安価な料金で対応できるような、利用しやすい体制を整えることが求められています。さらに、入会時の指導や確認の徹底、提供会員の研修の充実等を図る必要があります。
- 放課後児童対策（放課後児童クラブ等）については、就学前のニーズ調査では高学年になっても利用を希望する保護者が約2割を占めること、土曜日や夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中での利用希望が多いこと等今後の需要拡大が予想されることから、今後のニーズへの的確な対応を図るため、計画的な受け皿の確保が求められています。そのためには、保育審査基準に基づいた適切な児童の受入れと、入所の要件や優先順位の見直しも必要に

なります。また、障がい児等配慮を要する児童に対応する指導員の確保が必要です。さらには、各校区にある児童館の有効活用等、多様な受入れ体制づくりも検討していきます。

- 保護者が気軽に相談できる体制としては、「保健センターの育児相談・育児講座」のほか、「ヤングテレホンさんようおのだ」、「子育て支援センターの育児相談」、「家庭児童相談（子ども福祉課）」等多岐に渡ります。ただ、ニーズ調査結果をみると、「保健センターの育児相談・育児講座」の利用経験は就学前保護者が約4割、「ヤングテレホンさんようおのだ」の利用経験は小学生保護者が0.6%となっています。今後子育てが楽しいと思う保護者をもっと増やすためには、妊娠前の段階、妊婦の段階、出産後の子どもの成長の段階などに応じて、これら相談事業の周知徹底を図り、様々な悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方が求められます。
- 各種子育て情報等の発信については、従来のホームページやパンフレットに加え、山陽小野田市子育て情報サイト「さんようおのだっこ」のPRや内容の充実を図り、子育て世代とのコミュニケーションを円滑にしていく必要があります。
- 隣近所との付き合いは希薄化しているものの、子ども達が犯罪や事故に巻き込まれることを防ぐには、地域全体で防犯意識を持つことが不可欠です。放課後等、学校や保護者の目が行き届かない時間帯においては、地域での見守りや気づきが必要になっています。
- 身近な相談先や情報の入手先として、母親同士が集まれる場を設け、仲間づくりや気軽な育児相談、保育所・幼稚園・学校などの情報交換をするとともに、母親のストレス発散の機会をつくることが求められています。
- 併せて、市、小中学校や保育所・幼稚園、PTA・育友会、家庭など市全体が連携をとり、地域や保護者間の結びつきが希薄になりつつある現状をカバーできるよう、乳幼児期から幼稚園・保育所・小学校・中学校と、成長する子どもたちに対して継続した支援を続けていく体制が求められています。

(3) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 「養育支援訪問事業」「児童虐待防止ネットワーク」「母子保健訪問指導事業」等本市の児童虐待防止対策の取組は重要です。これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報共有できる環境をつくり、母子保健推進員と主任児童委員の支援により、広い視野から児童虐待等の早期発見に努めます。
- 社会的養護については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等への対応として、施設整備や人材等の面で充実を図る必要があります。また子どもの発達段階に応じて、CAPプログラム等の子どもがさまざまな暴力から自分を守るためのスキルを学ぶ取組を導入し、子ども達の持つ「生きる力」を引き出す機会を広げることが必要です。
- ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」「ひとり親家庭医療費支給事業」「母子

寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、就労支援等の制度周知も含め事業の継続実施が必要です。

- 障がい児に対する各種サービスの充実とともに、発育・発達の確認や健康の障害となる要因の早期発見の継続実施や関係機関と連携して、発達障害児の早期治療を充実する必要があります。併せて、学校での細かい対応を図るための学校支援員の配置等を検討する必要があります。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- 就学前児童での「育児休業制度」の利用をみると、母親利用 33.2%、父親利用 1.9%となっており、利用率は全国平均率に比べて著しく低く、今後は、企業に働きかけて、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。
- 子育てをしながら就労する人の増加にともない、企業に対して働きながらも子育てがしやすい環境づくりの要請や、そのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が強く求められています。
- 父親の育児参加を進めていくために、子育てに参加するきっかけとなるようなイベントや講座を設け、今後とも、企業等の協力のもと、これら諸事業の充実を図る必要があります。

(5) 安全・安心な子育て環境の充実

- 今後、重要と考えられる施策として、安全・安心な子育て環境においては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、現在実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施を図る必要があります。

(6) 青少年の健全育成の充実

- 本市の青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、次代の親意識の醸成など多岐にわたっており、それぞれの分野で充実した事業が展開されています。今後の青少年の健全育成事業の展開上、子どもの心身を鍛えるための重要な役割として継続する必要があります。

第Ⅱ部

子ども・子育て支援の 基本的考え方

1. 基本理念

以下の国の「基本指針案」における「子ども・子育て支援の意義」や「山陽小野田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

【国の基本指針より】

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

以下に、国の「基本指針案」を踏まえた、基本理念を考える上での視点を整理します。

視点1 未来につながる、創造する子どもたちを育む

説明：本市がめざす都市将来像との整合性と本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の関わりが重要であるという視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられる視点
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

視点2 子どもたちの豊かな個性と希望を引き出す

説明：子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提、その上で、親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進めるという視点

視点3 地域の見守りと支援で広がる子どもたちの未来

説明：家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを暖かく応援し、支えあっていくという視点

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係われる環境整備の視点

このような基本的な視点をもとに、基本理念を設定します。

主要キーワード 夢 元気 支え合い 明るい 笑顔 みんなも 育む 素直 子育て
安心 地域 楽しい

基本理念

候補① あかるい子育て、元気な子、笑顔いっぱい愛のまち

候補② 支え支えられる喜び 子育てが楽しいまち 山陽小野田！

候補③ 地域のみんなで子育てするまち さんようおのだ

再度、会議で検討したいと思います。

※小野田市総合計画の「将来都市像」

人と出会い 支え合い 自然とふれあう活力ある 住み良さ創造都市
～子どもからお年寄りまで安心して住み続けられる心豊かなまちを目指して～

2. 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

また家庭では、男女が協力して子育てに取り組むことが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことは望ましくありません。

子どもとのスキンシップやコミュニケーションを充実させ、笑顔の絶えない明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努める必要があります。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で家庭では学ぶことができない社会性を身につけ、より成長していきます。

そのため地域は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域全体が子育て中の家庭を支え、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方(ワークライフバランス)を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体がこのような職場環境をつくるよう努め、また働く人々自身もこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境は多様な分野にわたる取組が必要であるため、行政は関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

3. 基本目標と主要施策の方向

基本理念に基づき、本市における子ども・子育ての基本目標と施策の方向は以下のとおりです。

目標1 子育て世代への多様な支援の充実

①子育て支援サービスの充実

本市では、子育てに関する相談事業や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かりを実施しています。

子育て支援センターを子育ての拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。

また、子育て中の親子や子育て経験者が気軽に交流できる子育て支援の場づくりや、高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。

また、ファミリーサポートセンター事業や病児・病後児保育事業の充実による不規則な保育ニーズへの対応など、すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実を図ります。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等や、母子保健推進員との連携の強化により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握を基に、個々の家庭に対する子育て支援の対応を図ります。

②経済的負担の軽減

本市では、保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図るとともに、少子化対策

の一環として、不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続や多子世帯への支援等の充実に努めます。

③相談体制、情報提供の充実

地域や保護者間のつながりの希薄化によって、身近で気軽に相談できる相手が少なくなり、子育て中の孤独感、不安感の増加などを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻になっています。

とくに妊婦については、産後の子どもと一緒に生活スタイルがまだイメージしにくく、地域子育て支援センター、子育てサロン等地域での支援事業を知らないまま、育児と家事の両立に不安を感じる母親も少なくありません。

既存のパンフレット等を有効活用する情報提供のほか、子育て情報サイトの内容をさらに充実させ、育児中に感じる孤独感、不安感を軽減できるような環境づくりを検討します。

目標2 安心して子育てに取り組める環境づくり

①安心して妊娠、出産できる環境の確保

子どもを産み、安心して健やかに育てるため、そして生涯を通じた健康維持のためには、母子保健は欠かせないものです。

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳を交付し、妊娠期、育児期の悩みへの対処方法を検討して、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親への支援を行います。

②親子の健康への支援

母親が安心して子育てができる環境整備や健やかな子どもの成長のため、母子保健推進員による母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

また、小児期の健康管理については、発達段階に合せた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。併せて1歳6か月および3歳児健診を実施し、病気の早期発見に努めるとともに、安心して子育てできるように、広域的視点からの小児医療体制の充実等に努めます。

③食育の推進

栄養バランスのとれた食事は、健康な体を作るだけでなく、生活のリズムの基本となるものです。そのためにも、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

また、子どもの健康や適切な食習慣に関する料理教室の開催や保育所における「食育」の推進の充実を通し、小児生活習慣病の予防と、適切な食習慣の確立を図ります。

目標3 子どもの健全育成につながる教育環境の整備

①学校における教育環境の整備

子どもが持っている「生きる力」を育むため、個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視し、知識・技能の習得に努めます。

また基礎的な学力を基盤とした学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力など「生きる力」を身につけさせます。

さらに、子どもが地域の一員であることを自覚し、豊かな人間性を育み、社会に対して責任感を認識できるよう、乳幼児とのふれあい機会の提供やキャリア教育の一層の推進など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

いじめや少年非行等の問題行動、不登校に対応するために、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、児童・生徒の心の問題に対応していきます。

さらに、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図っていきます。

学校評議員制度や学校評価を活用し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校運営の透明性を高める等地域に開かれた学校づくりに継続して取り組みます。

また学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進めるとともに、さまざまな世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

②家庭の教育力の向上

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。家庭の教育力を高めるような取組の継続実施を通して、基本的な生活習慣はもちろん、親子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

③思春期の保健対策

子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、一層多様化、複雑化してきており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。「青少年育成市民会議」の活動等を通して、思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応を取れるように普及活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた健全な成長を促すために、子どもの発達段階に応じた性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。

目標4 育児と仕事の両立に対する支援

①就業環境の整備

既婚女性の就労が定着してきている中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりに継続して取り組みます。

また父親が育児休業を取得できるなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境を整備する必要があります。育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続して、進めます。

②保育サービスの充実

就労形態の多様化など、さまざまな社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時保育など保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して、対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがって、内容の充実に努めます。

とくに、保護者からの要望が強い病児・病後児保育については、質・量両面でその充実に努めます。

また、幼児・児童への食事についてはアレルギー対策などのための設備や専門的な人材の確保などを検討します。

③放課後児童クラブの充実

本市では、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを設置しています。

就労している保護者の増加にともない、就学児の放課後の居場所問題は深刻であり、保育所・幼稚園から小学校就学の際における環境の変化に、子どもだけでなく保護者も戸惑いがちです。

今後は、保育審査基準に基づいた適切な指導の受入れを行い、入所要件等優先順位の見直しも視野に入れ、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、配慮を有する児童の入所の対応や指導員の確保を図ります。

目標5 特別な支援を必要とする子どもなどへの充実した支援

①児童虐待防止策の充実

新聞、テレビ等マスコミ報道が伝える児童虐待については、全国的に増加しており深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実します。

さらに、社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアも含めて、施設養護をできる限り里親等家庭的養育環境の形態にしていくように努めます。

②ひとり親家庭等の自立支援

昨今離婚の増加傾向により、ひとり親家庭、とくに母子家庭が増加しており、ひとり親家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活でさまざまな問題に直面しています。

今後とも、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。併せて、父子家庭に対する家事援助、育児支援等の生活支援の充実を図ります。

③障がいのある子どもがいる家庭への支援

社会全体が障がい児を温かく見守る環境づくりのため、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がい児の健全な発達を支援し、障害福祉計画に基づく居宅介護、児童デイサービス、短期入所等のサービス等の充実を図るため、利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障害を含む障がい児の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

目標6 安全・安心まちづくりの推進

①子育てを支える地域社会の形成

昨今の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少なくなっている今の子どもたちに、基本的な生活習慣を教えていくための取り組みが必要となっています。

そのため、子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に関わる人材の養成を図るとともに、子どもへのさまざまな体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

学校教育においても地域住民を中心に支援や協力を要請し、開かれた学校づくりに努めるとともに、子育てに関する活動をしている民間の人材等の発掘や登用を検討し、様々な組織間の交流の中でより充実した地域環境の形成に取り組みます。

②子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体と連携し、交通事故の減少に向けた取り組みを強化する必要があります。

子どもたちの交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが第一であることから、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、交通安全意識の高揚に努めます。

③犯罪等の被害にあわないための環境の整備

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとって大きな不安要因のひとつとなっています。

本市においても、登下校時等での不安要因は決して解消されるものではありません。そのため、子どもを犯罪などから守るために、防犯対策協議会の活動等地域の防犯パトロールなどの防犯活動等、地域全体での見守りにより、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

④子育てを支援する生活環境の整備

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、道幅が狭い道路もあるなど、安全な道路環境とはいえない状況にあります。

そのため、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化など子どもや保護者にやさしい生活環境を確保するために計画的かつ効率的な道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や児童広場等の計画的な整備と適切な管理を図ります。

第Ⅲ部

事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。

視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。

視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。

- 本市では、「都市地域」「都市周辺地域」「中山間地域」の3地域を、教育・保育提供区域とする。

(2) 提供区域の比較検討

提供区域の設定数の違いによるメリット・デメリットは以下の通りです。

区域数	メリット	デメリット
多	面積が狭くなるため、細かく需給を検証できる	施設のない区域が多く発生し、需給のミスマッチが起こる
少	面積が広くなるため、需給調整の柔軟性が高い	施設利用の範囲が実際と異なるなど需給の検証が大雑把になる



できる限り区域内で需給バランスがとれる区域設定が必要

ポイント	区分	評価ポイント
A	面積と施設数	教育・保育施設の利用者が移動可能な範囲であり、かつ、各区域の施設数のバランスはとれているか
B	区域内居住率	居住している区域内の教育・保育施設を利用している児童の割合は妥当か

本市では、以下の4つの区域を想定しました。

■区域別概要等■

	小学校区	中学校区	高齢者福祉計画	都市計画マスタープラン
概要	小学校ごとの区割り	中学校ごとの区割り	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や施設整備状況等を考慮した日常生活圏域	市民の身近な生活単位である小学校区を基本に、歴史的な経緯や地形条件等を考慮した地域区分た区域
区域数	12	6	6	4

■高齢者福祉計画とは、 齢者福祉施策を総合的に推進していくための計画で、介護サービスの見込量やサービス確保の方策などを定めたもの。

■都市計画マスタープランとは、市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示すもの。

以上の4つの区域について、教育・保育施設からみた、総合的な課題は以下のとおりです。

■教育・保育事業区域別想定される課題■

区分	行政区域
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区6区分の場合、幼稚園のない区域が発生する。（竜王、厚陽） ⇒施設はないが供給不足とはいえない⇒需給バランスが悪い 都市計画マスタープラン4区分の場合、幼稚園のない区域は発生しない。 幼稚園は通園バスを保有している園が多く、広域利用者も多い。 定員充足率から見ると新たな施設整備の可能性は少ない。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区6区分の場合、区域内居住率の低い区域が発生する。（竜王、小野田） ⇒区域外施設への流出が多い 都市計画マスタープラン4区分の場合、すべての区域で区域内居住率が80%を超える。 地域特性や交通事情、施設整備状況、区域内居住率を考えると、4区分も考えられる。 ある程度広い区域を設定した方が、需給調整や各サービスの提供が柔軟に対応できる。

以上の課題をみると、各区域とも一長一短があるものの、子ども・子育て協議会での意見やニーズ調査結果においては、日頃の幼稚園、保育所の選定理由として、「自宅に近い」という理由とともに「幼稚園等の経営方針」「優秀な人材」「通勤先の近く」等もウェイトが高いなど需給調整がしやすい区域設定が求められていることが示されています。

以上の分析、検討結果を踏まえ、本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。

また、地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要がある、この点を踏まえ基本的には「市全域」を提供区域とします。

ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、基本は「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定案■

事業区分	区域設定案	考え方
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
ファミリーサポートセンター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
放課後児童クラブ	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
実施徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」のニーズ調査結果をもとに、山陽小野田市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（※1）及び地域型保育事業（※2）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業			算出対象 児童年齢
1号認定	（認定こども園及び幼稚園）	<専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
2号認定①	（幼稚園）	<共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3～5歳
2号認定②	（認定こども園及び保育所）	<共働き家庭>	3～5歳
3号認定③	（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）	<共働き家庭>	0～2歳

②需要量と確保の方策

平成 27 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1					
	地域型保育事業※2					
	合計②					
②－①＝						

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 28 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 ^{※1}					
	地域型保育事業 ^{※2}					
	合計②					
②－①＝						

平成 29 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 ^{※1}					
	地域型保育事業 ^{※2}					
	合計②					
②－①＝						

平成 30 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 ^{※1}					
	地域型保育事業 ^{※2}					
	合計②					
②－①＝						

平成 31 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 ^{※1}					
	地域型保育事業 ^{※2}					
	合計②					
②－①＝						

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設です。

認定こども園の円滑な整備を促進するため、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園は同じ小学校区内の保育園を集約するなど、認定こども園の普及促進を図ります。

このため、認定こども園の移行に必要な施設整備や、職員配置基準要検討が整った保育園から、順次認定こども園への移行を図ります。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。その他、施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性及びスムーズな就学移行を基本としながら、保護者の就労を支援するため子どもの送迎や保護者の通勤に配慮し、適正に配置します。

(3) 教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化し、継続的な支援体制を作ります。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、小学校入学時に、教員が子どもの特性を把握した上で教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

また、同一地域で一貫した教育を受けることで、年長児クラスがそのまま小学校へ移行できるなど、スムーズに学校生活になじめるような支援をしていきます。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所等の整備を行っていきます。

とくに、出産直後の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりするといった状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）に、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者が、円滑に利用できるよう環境整備について検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、山陽小野田市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

対象年齢

0歳児～2歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②－①＝	人日	人日	人日	人日	人日

②子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

③-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定**事業概要**

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望**事業概要**

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

③-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

④時間外保育事業（延長保育）

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	人	人	人	人	人

⑤病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児、1年生～6年生

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

⑥放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)**事業概要**

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人/年間

需要量と確保の方策

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	人	人	人	人	人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	人	人	人	人	人

※以下、小絵学校区別に整理

⑦妊婦健康診査**事業概要**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

対象年齢

妊婦

単位

人、回

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	人	人	人	人	人

回数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	回	回	回	回	回
②確保方策	回	回	回	回	回
②-①=	回	回	回	回	回

⑧乳児家庭全戸訪問事業**事業概要**

生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0 歳児

単位

人/年

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	人	人	人	人	人

⑨養育支援訪問事業**事業概要**

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

対象年齢

—

単位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	人	人	人	人	人

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）**事業概要**

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

対象年齢

0 歳児～18 歳児

単位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	人日	人日	人日	人日	人日

⑪利用者支援事業**事業概要**

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域野子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

需要量と確保の方策

市全域を対象として 1 箇所設置する。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業**事業概要**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な方向を示します。

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

本事業については、少子化や家族形態の変化に対応し、いつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係課との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

②子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

本事業については、ファミリーサポートセンターの継続的なPRを行うとともに、相互援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認を徹底し、併せて夜間や休日でも柔軟に対応できる体制の整備と、提供会員のレベルアップのための研修の充実等を図ります。

③一時預かり事業

本計画においての「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定者）」、「2号認定に対する定期的なもの」及び「それ以外（保育園における預かり保育）」の3つの形態での量の確保方策が求められていますが、今後とも継続して保育が必要な保護者や緊急時での預かりを必要とする保護者が増加することが予想され、量の確保とともに、預かり時間中での安全・安心の確保のための人材や設備等の充実を図ります。

④時間外保育事業（延長保育）

本事業は、保護者の就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから、さらなる時間延長の可能性、設備等整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取組について事業者等との調整を図ります。

⑤病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが高い事業ではあるものの、時期的に利用度の差が大きく、費用対効果の観点からは事業を実施する施設等の拡大は難しい状況ではありますが、今後検討していきます。併せて、ファミリーサポートセンター事業の活用のあり方についても検討します。

一方、子どもの病気時の対応がスムーズに進み、保護者が子どもの看護のために休暇を取得できる環境づくりを企業等へ要請し、さらに共同での取組のあり方についても検討します。

⑥放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、引き続き子どもの健全育成を図る中核的な活動拠点である児童館の有効活用や放課後子ども教室等との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。

とくに、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための設備等の環境整備のほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保等を検討します。

また、学校施設以外の多様な受け皿づくりも検討していきます。

あわせて、「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」との一体的な取組を推進します。

⑦妊婦健康診査

妊婦健康診査については、今後とも母子保健の観点からもっとも重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

本事業は、乳児家庭乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後とも子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組み、母親の子育てに関する悩みや不安を取り除きながら、安心して子育てができるよう貢献します。

⑨養育支援訪問事業

本事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るための取組に対する支援を行う「その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業」の充実も併せて行います。

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）

本事業については、トワイライト事業と合わせ、保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスとして充実を図るとともに、事業の周知徹底と、今後も増加が予想される緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への柔軟な対応を図ります。

⑪利用者支援事業(新規事業)

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規事業)

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規事業)

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが必要です。

本市においては、主任児童員、母子健康推進員との連携を強化し、養育支援を必要とする家庭を早期に把握しながら、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、早急に児童相談所による支援を求める等、スムーズな連携が不可欠です。

①相談体制づくりや関係機関との連携強化

本市における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携および情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組の強化に努めます。

具体的には、同協議会に、本市の担当課のほか、児童相談所、保健所、児童委員、保育所及び児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、NPO、ボランティア等の民間団体等幅広い関係者の参加とネットワーク化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等のため、専門性を有する職員の配置や講習会等への参加等を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、県との連携強化を図ります。

②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、庁内の児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

③社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するにあたっては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用に努めます。

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障がい児に対する理解を深め、地域の障がいや障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

そのため、本市では、障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、保育所等訪問支援の活用を通して地域の障がい児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援等に努めることによって、子どもたちが、可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報提供に努めます。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

とくに、発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知のほか、家族が適切な子育てができるための家族への支援を行うなど支援体制の整備に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を通して障がい児の受入れを推進します。

5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

（1）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事を持つ母親が増加する中、子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、父親が子育てに参加するとともに、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、次のような施策の推進に努めます。

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等
- すべての企業において、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備の促進等

(2) 事業主の取組の促進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度や企業の取組を紹介するインターネットへの掲載等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進や仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

また、インターネットによる周知・広報等を通じた子育てに関する理解の促進等ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。

併せて、子育てがと両立できる働き方の実現のため、男性の育児休業の取得促進等職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

6 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設等の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、本市においてはそのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後、円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「山陽小野田市子ども・子育て協議会」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設等の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

【個別事業の進捗状況(アウトプット)対象指標】

- 教育・保育施設の提供量(確保方策)
- 地域子ども・子育て支援13事業の提供量(確保方策)

【計画全体の成果(アウトカム)対象指標】

- 「山陽小野田市は子育てしやすいまち」に対する評価および「山陽小野田市の子育て支援策についての満足度と重要度」を、今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価対象とする。